令和８年（フ）第５６６号
埼玉県所沢市星の宮１丁目８番19―302号　メゾン星の宮
債務者　福井　一白
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで　さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５７０号
埼玉県入間市高倉４丁目12番１号　若宮ハイツ301
債務者　堀越奈津美（旧姓仙波）
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで　さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５７３号
埼玉県所沢市大字山口5064番地の６　62―１―801
債務者　鈴木　外記
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで　さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第３５３号
神奈川県座間市座間１丁目2983番地の２　セジュールちはる103号
債務者　大石　遼
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで　横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第３５４号
神奈川県座間市座間１丁目2983番地の２　セジュールちはる103号
債務者　大石古都美
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで　横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第３９２号
神奈川県座間市立野台３丁目25番45号　立野台ビューハイツ203号
債務者　山田ハナこと　パタンマボン　ハナ（ＰＡＴＨＡＭＭＡＶＯＮＧ　ＨＡＮＡ）
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで　横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第４００号
相模原市南区大野台４丁目26番２号　ベルフォーレ205
債務者　下條　文子
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで　横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第１８０８号
愛知県半田市花園町６丁目21番地の９　メゾン・ド・ヴェール３Ｃ号
債務者　奥　一眞
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第５１０号
埼玉県川越市霞ケ関東２丁目18番地８　（エミネ霞102号室）
債務者　坂本　日色（旧姓吉田）
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで　さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５２４号
埼玉県飯能市大字下名栗538番地３
債務者　菊地　明
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで　さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５４４号
埼玉県川越市南大塚３丁目９番地19
債務者　岡元　杏美
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで　さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５６２号
埼玉県所沢市緑町４丁目34番23号
債務者　清水　奏輝
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで　さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第６０９号
埼玉県川越市大字的場538番地５　（ＣａＳａＰＡＺ203号室）
債務者　猪狩　誠
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで　さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第４０８号
相模原市中央区上溝４丁目13番11号　ライオンズマンション上溝第２　305
債務者　原田　孝弘
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで　横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第４１５号
相模原市中央区富士見５丁目21番22号　インベストメント富士見102
債務者　大須賀　昴
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで　横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第２５０号
岡山県倉敷市連島町連島778番地９
債務者　冨田静恵こと　具　静恵
1　決定年月日時　令和８年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係